

前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正について（議案第  
66号）

下水道整備課

1 改正の理由

地方税法の延滞金等に係る特例規定の改正に準じ、延滞金の割合の下限を定める。

2 内容

延滞金の割合の特例を定める規定において、当該特例を適用して加算した延滞金の割合が年0.1パーセント未満であるときは、延滞金の割合を年0.1パーセントとする規定を加える。

3 施行期日

公布の日